



豊平交通安全情報

～令和6年度第7号～

令和6年4月23日

豊平警察署

交通第一課

自転車事故急増！ ルールを守りましょう！！

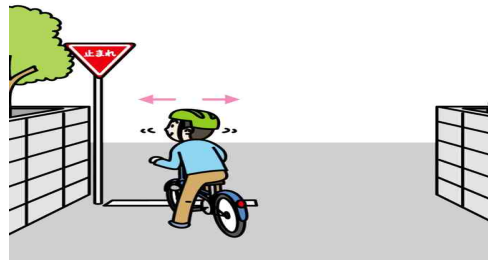
令和5年中、豊平警察署管内における自転車が被害になる人身事故は121件発生しており、令和4年と比較しても+32件と増加傾向にあり、本年についても、4月17、18日に連続発生している状況です。

自転車事故の中には、自転車側に交通違反があるケースもありますので自転車に乗る際には交通ルールをしっかりと守りましょう！



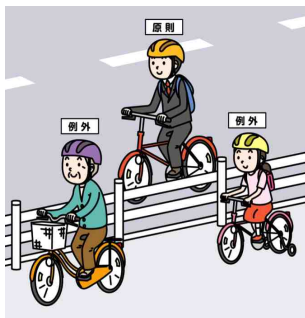
信号遵守

自転車は車道が原則であり、車両用信号機に従って進行しましょう！



一時停止場所での停止

特に、見通しの悪い場所ではしっかりと停止し、左右の安全確認をしましょう！



携帯電話等の使用の禁止

自転車を運転しながら、通話したり、画像を注視することは、大変危険ですのでやめましょう！

令和5年4月から全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されております。

自転車に乗る際は乗車用ヘルメットを着用しましょう！



その他、飲酒運転、無灯火、道路の逆走(原則車道の左側を通行)、傘差し運転なども交通事故に繋がりますのでやめましょう！

